

津市創業資金融資利子補給金実施要領

1 目的

この要領は、創業者が株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）の新企業育成貸付制度、新企業育成・事業安定等貸付制度、企業活力強化貸付制度又は食品貸付制度に基づく融資（以下、「融資」という。）を受けた者のうち、融資金額１，５００万円以内、融資期間１０年以内（据置期間１年以内）の者を受ける場合において、その必要となる利子について補給金を交付することにより、創業に要する経費負担を軽減し、市内において創業する者の経営の安定及び事業の発展を図ることを目的として、津市補助金等交付規則（平成１８年津市規則第４４号。以下「規則」という。）及び津市創業資金融資等に係る補給金交付要綱（平成２９年津市訓第４４号。以下「要綱」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 交付の対象

補給金は、融資を受けた本市の区域内に主たる事業所を有し創業後５年未満の者、又は新たに事業所を設置し創業しようとする者に対して、これを交付するものとする。

3 補給金の額

- (１) 補給金の額は、当該年の末日を基準として算定し、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。
- (２) 前号の額は、当該年に支払われた利子の総額に１．０パーセントを乗じて得た額を融資に係る約定利率で除して得た額（その額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、当該約定利率が年１．０パーセントを下回る場合にあっては、当該年に支払われた利子の総額とする。
- (３) 交付対象期間は、融資の最初の返済日の属する月から３６月を限度とし、前号の規定にかかわらず補給金の額は合計１０万円を限度とする。ただし、弁済の遅延に伴って生じた利子を除く。

4 交付の申請

補給金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補給金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 融資の実行を受けたことを明らかにする書類（初回申請年度のみ）
- （2） 日本公庫が発行する返済予定表の写し（初回申請年度のみ）
- （3） 日本公庫が発行する弁済した利子の額を証明する書類
- （4） 市税に係る完納証明書
- （5） その他市長が必要と認める書類

5 交付申請の期限

4の規定による申請は、毎年2月末日までにこれを行わなければならない。

6 決定通知

市長は、交付申請があったときは、補給金の交付の適否について決定し、その旨を補給金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

7 補給金の請求

6の規定による補給金の交付決定に係る通知を受けた者は、市長に対し当該通知に係る補給金の支払を補給金請求書（第3号様式）により請求するものとする。

8 補給金の返還等

市長は、補給金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合その他必要があると認める場合は、補給金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補給金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

- （1） 偽りその他不正の手段により補給金の交付の決定を受けた場合
- （2） その他市長が不適當と認めた場合

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。